

船舶インシデント調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成26年8月24日 13時10分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉埼南南西方沖 田倉埼灯台から真方位203° 500m付近 (概位 北緯34° 15.6′ 東経135° 03.6′)
インシデントの概要	プレジャーボートメルヘン号は、南東進中、主機の逆転減速機のクラッチが作動しなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成26年8月25日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート メルヘン号、5トン未満（長さ6.34m） 252-19155和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、航行中、主機の逆転減速機が作動しなくなった。</p> <p>機関整備業者は、逆転減速機のクラッチを点検したところ、操縦席のクラッチ遠隔操作レバー（以下「遠隔操作レバー」という。）からクラッチ付きの操作レバー（以下「クラッチレバー」という。）に連結するワイヤ（以下「本件ワイヤ」という。）が経年劣化によって緩んだことにより、遠隔操作レバーの動きが、クラッチレバーに確実に伝達されなくなったものと判断した。</p> <p>クラッチは、遠隔操作レバーを中立位置から前方に倒せば、本件ワイヤが引かれて前進側に入り、中立位置から後方に引けば、クラッチレバーに取り付けられたばねの力で後進側に切り替わるようになっていた。</p> <p>クラッチは、クラッチレバーを手動操作すれば、前後進の切替えができるようになっていた。</p>
分析	<p>本船は、本件ワイヤが緩んだことから、逆転減速機のクラッチが作動しなくなり、主機の通常運転ができなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、逆転減速機が作動しなくなった際、船長がクラッチレバーを手動操作していれば、クラッチが作動した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、本件ワイヤが緩んだため、逆転減速機

	<p>のクラッチが作動しなくなり、主機の通常運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・逆転減速機の非常時における操作要領を確認しておくこと。